

令和5年4月1日

佐賀市立富士小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「佐賀市立富士小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
 - 児童、教職員の人権感覚を高めます。
 - 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きま
- す。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
 - いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

〈児童に対して〉

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
 - ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
 - ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
 - ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。
 - ・ 見てみないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

〈教職員に対して〉

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

〈学校全体として〉

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を毎月初めに実施し、結果をもとに面談を行ったり児童の様子の変化等を教職員全体で共有したりする。
- ・ 「いじめ問題」に関する講話を全校昼会・全校集会等で行い、学校として「いじめは絶対にゆるされない」ということと、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

〈保護者・地域に対して〉

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業、地区懇談会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

〈早期発見に向けて・・・「変化に気づく」〉

- ・ 児童の様子を、担任をはじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

〈相談ができる・・・「誰にでも」〉

- ・ いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談する事の大切さを児童に伝えていく。

- ・ いじめられている児童やその保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

〈早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」〉

- ・ 教職員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- ・ いじめることが、どれだけ相手を傷つけ苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝える。

4 校内体制について

- ・ 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、事務長、教務主任、やさしさ部長（生徒指導担当）、該当担任、教育相談担当とする。
- ・ 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・ 学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合の佐賀市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、佐賀市教育委員会に指導・助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ防止など子どもたちの健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

＊平成26年4月7日制定 ＊令和2年4月6日・令和3年4月6日一部改定